



平成 29 年 5 月 16 日

各 位

会社名	株式会社 南日本銀行
代表者名	取締役頭取 森 俊英 (コード番号 8554 福証)
問合せ先	常務取締役人事総務部長 松下 弘志 (TEL. 099-226-1119)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 109 期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、普通株主、A種優先株主に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日とされております。

当行は、福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行の普通株式の売買単位（単元株式数）を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、普通株式について 10 株を 1 株に併合し、また、あわせて A 種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、10 株を 1 株に併合する株式併合（以下あわせて「本株式併合」といいます。）を行います。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式および A 種優先株式

② 併合の方法・比率

普通株式および A 種優先株式のいずれについても、平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	普通株式	80,964,300 株
	A 種優先株式	30,000,000 株
株式併合により減少する株式数	普通株式	72,867,870 株
	A 種優先株式	27,000,000 株
株式併合後の発行済株式総数	普通株式	8,096,430 株
	A 種優先株式	3,000,000 株

④株式併合の影響

本株式併合により、普通株式およびA種優先株式の発行済株式総数はいずれも10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、各株式の1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、普通株式およびA種優先株式のいずれについても、株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	普通株式 5,781名 (100.00%)	普通株式 80,964,300株 (100.00%)
	A種優先株式 1名 (100.00%)	A種優先株式 30,000,000株 (100.00%)
10株未満 所有株主	普通株式 66名 (1.14%)	普通株式 236株 (0.00%)
	A種優先株式 0名 (0.00%)	A種優先株式 0株 (0.00%)
10株以上 所有株主	普通株式 5,715名 (98.86%)	普通株式 80,964,064株 (100.00%)
	A種優先株式 1名 (100.00%)	A種優先株式 30,000,000株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、本株式併合を行った場合、10株未満の株式をご所有の普通株主様66名(所有株式数の合計236株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

32,000,000 株

本株式併合の割合に合わせて、当行の発行可能株式総数を、現在の3億2,000万株から3,200万株に減少いたします。

なお、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に、定款第6条(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数)に規定する発行可能株式総数が、現行の3億2,000万株から3,200万株に変更されたものとみなされます。

(6) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 109 期定時株主総会、および普通株主、A 種優先株主に係る各種類株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認されることを条件といたします。

(7) A 種優先株式に係る取得価額および下限取得価額の調整

当行の A 種優先株式に係る発行要項上、当行が株式の併合を行う場合、A 種優先株式に係る取得価額および下限取得価額は、当該発行要項の定めに従って調整されることとなりますが、当該調整後の取得価額および下限取得価額は、現時点では確定しておりません。当該調整後の取得価額および下限取得価額が確定次第、お知らせいたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記 1. (1) に記載のとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するとともに、A 種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当行の普通株式および A 種優先株式の単元株式数を、いずれも 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件および変更予定日

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 109 期定時株主総会、および普通株主、A 種優先株主に係る各種類株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認されることを条件とし、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が発生するものといたします。なお、単元株式数の変更の効力発生に伴い、平成 29 年 9 月 27 日をもって、福岡証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 株式併合」に記載した本株式併合による普通株式および A 種優先株式の発行済株式総数の減少を勘案して当行定款第 6 条に規定される普通株式および A 種優先株式の発行可能種類株式総数を変更するとともに、「2. 単元株式数の変更」に記載のとおり、現行定款第 8 条に規定される当行の全ての種類の株式の単元株式数を 100 株に変更するものです。なお、本変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、平成 29 年 10 月 1 日をもって削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 章 総則 第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は <u>3 億 2,000 万株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>3 億 2,000 万株</u> 、A種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>3 億 2,000 万株</u> とする。 第 7 条 (条文省略) (単元株式数) 第 8 条 当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 第 9 条～第 12 条 (条文省略)	第 2 章 株式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は <u>3,200 万株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>3,200 万株</u> 、A種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>3,200 万株</u> とする。 第 7 条 (現行どおり) (単元株式数) 第 8 条 当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 第 9 条～第 12 条 (現行どおり)
第 2 章の 2 優先株式 第 12 条の 2～第 12 条の 9 (条文省略)	第 2 章の 2 優先株式 第 12 条の 2～第 12 条の 9 (現行どおり)
第 3 章 株主総会 第 13 条～第 19 条 (条文省略)	第 3 章 株主総会 第 13 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条～第 28 条 (条文省略)	第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条～第 28 条 (現行どおり)
第 5 章 監査役および監査役会 第 29 条～第 36 条 (条文省略)	第 5 章 監査役および監査役会 第 29 条～第 36 条 (現行どおり)
第 6 章 計 算 第 37 条～第 40 条 (条文省略)	第 6 章 計 算 第 37 条～第 40 条 (現行どおり)
<u>(新 設)</u>	<u>附 則</u> <u>第 1 条 (効力発生日)</u> <u>第 6 条および第 8 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u>

(注) 上記定款第 6 条 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) の変更のうち、当行の発行可能株式総数の変更につきましては、会社法第 182 条第 2 項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に変更されたものとみなされます。

(3) 定款一部変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 109 期定時株主総会、および普通株主、A 種優先株主に係る各種類株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および上記 (2) の定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。

4. 日 程

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 16 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 29 日 (予定) |
| (3) 普通株主、A 種優先株主に係る
各種類株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 29 日 (予定) |
| (4) 本株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (5) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (6) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |

以 上

(ご参考)

株式併合および単元株式数の変更に関するQ & A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

A1. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当行では、普通株式およびA種優先株式のいずれについても、10株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A2. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位を変更することです。これに伴い、当行の普通株式については、証券取引所での売買単位も変更されます。今回当行では、単元株式数および証券取引所での売買単位を、1,000株から100株に変更いたします。

Q3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当行は上場会社として、この趣旨を尊重し、当行の普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当行普通株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。また、あわせて、A種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を1株に併合する株式併合を行うことといたしました。

Q4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A4. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様のご所有の当行株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は株式併合前の10分の1になる一方で、1株あたりの純資産額は株式併合前の10倍になるからです。また、株式併合後の1株あたりの株価についても、理論上は併合前の10倍になります。

Q5. 受取る配当金額はどうなりますか。

A5. 株主様が所有する当行株式数は株式併合により10分の1になりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株あたり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q6. 所有株式数や議決権はどうなりますか。

A6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切捨てます。）となります。

また、議決権数は株式併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。
 具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式相当数
例 1	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例 2	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例 3	333 株	なし	33 株	なし	0.3 株
例 4	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

- 例 2 および例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 50 株、例 3 は 33 株）がありますので、従前と同様ご希望により単元未満株式の買増し制度又は、買取り制度がご利用できます。
- 例 3 および例 4 において発生する端数株式相当分（例 3 は 0.3 株、例 4 は 0.1 株）につきましては、当行が一括して処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- 例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当行株式の残高に対して、株式併合の手続がなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q7. 1 株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し制度又は、買取り制度をご利用いただくことにより、株式併合に伴い 1 株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。
 具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当行株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8. 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。

A8. 株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。
 具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当行株主名簿管理人にお問合せください。

Q9. 株式併合や単元株式数の変更に伴い、株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A9. 特に必要なお手続きはございません。

Q10. 株主優待制度はどのようなのでしょうか。

A10. これまでは、毎年3月末日現在の株主名簿記録の1,000株以上ご所有の株主様に対し、「株主優待券」を贈呈しております。

株式併合後は、毎年3月末日現在の株主名簿記録の100株以上ご所有の株主様に対し、「株主優待券」を贈呈することとなります。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点は、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）までお問合せください。

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

郵便番号 103-0028

住 所 東京都 中央区 八重洲1丁目2番1号

電 話 0120-288-324

受付時間 平日9:00～17:00